

新しい総合計画策定にあたっての基本的な考え方について

1. 策定の趣旨

(1) 近年の本市の状況

第5次総合計画は、これまでの総合計画が目指してきた「みどりゆたかな住みたい、住んでよかつた都市」を継承しながら、新たに、「お茶と歴史・文化の香るふるさと宇治」をまちづくりの目標として掲げ、様々な施策の推進に取り組んできました。

近年の宇治市の状況においては、頻発する大規模災害や、より一層の進展が見込まれる人口減少・少子高齢社会の中、歳入の要である市税収入は横ばい傾向にある一方で、社会保障関係経費等の義務的経費は依然として増加傾向にあるなど、厳しい状況が続いている。

(2) 今後の方向性

今後も引き続き不断の行政改革に取り組むとともに、限られた経営資源を最大限に活用して「選択と集中」を徹底することにより、一層の市民福祉の増進につながるよう、より計画的・効率的な行財政運営を行う必要があります。今後の市政運営についても、市民の立場に立った効率的な行財政運営を基礎に、将来をしっかりと見据えた長期的な展望に立ったものとして、目の前の課題解決のみにとらわれることなく、20年後～30年後をも視野に入れ取り組む必要があります。

また、総合計画は、まちづくりの最高指針として、宇治市が目指す将来像を示すものとなります。令和元年度に実施した市民意見調査からも、総合計画が分かりにくいとの意見をいただいている状況です。まちづくりは行政だけではなく、市民と共に市民参画・協働により行うものであるため、市の将来を見据え、市全体でまちづくりの方向性を共有し、市民と共に実行していく必要があることから、誰もが知っている、分かりやすい総合計画の策定を目指す必要があると考えます。

(3) 計画策定の考え方

次期総合計画は、これまでの取組の成果を受け継ぎながら、市民の皆様が将来にわたって安全に安心して暮らすことができる、活力ある「ふるさと宇治」を築くため、次のような考え方で計画を策定します。

- ① これまでの目指す都市像やまちづくりの目標を継承しながら、現在の経済情勢・社会情勢を踏まえ、「未来に夢と希望の持てる新しい宇治」を目指すまちづくり計画を策定します。
- ② 総合計画はまちづくりの最高指針であるため、市職員が中心となって策定するだけではなく、民間のアイディアやノウハウを活かしながら、市民参画・協働によ

り、市全体が一つとなって策定します。

③ 総合計画をより市民の皆様に知っていただくために、これまで以上に分かりやすく、読みやすい計画とします。

2. 総合計画の位置付け

(1) 「総合計画」とは

- ・ 宇治市の目指すべき姿を掲げたもの
 - 〔 市民にとってはまちづくりの方向性がわかる
職員にとっては職務を遂行する上での目標となる 〕
- ・ 「首長が掲げる公約」と「市民の理想」及び「行政の考え方」をつなぐものと位置付けることができます。

(2) 総合計画の策定根拠

本市においては、平成23年に、法律による基本構想の策定義務がなくなり、初めての計画策定となります。

策定義務はなくなったものの、市民にまちづくりの方向性を示すものとして、計画の策定は必要であると考えます。

○議会と総合計画の整理

「地方自治法第96条第2項の規定により議会の議決すべき事件を定める等の条例」により、市民の視点に立った総合的かつ実効性の高い市政の更なる推進を目的に、議決事件となる基本計画に基本構想を位置づけ

○市民と総合計画の整理

総合計画を広く市民に知ってもらうため、総合計画の目的等を定めた規則を制定

(3) よりよい総合計画を策定するために

- ・ 誰にでもわかりやすく、読みやすい計画とする
- ・ 行政が行う事務事業がより効果的・効率的に実施できるような指針とする
- ・ 計画策定は、市民と行政が協働して取り組む方針とする
という視点で策定する必要があります。

3. 総合計画策定にあたって

(1) 総合計画策定のポイント

総合計画の策定にあたり、次の4つのポイントに基づき策定することとします。

計画策定のポイント

① 分かりやすい計画の策定

総合計画はまちづくりの方向性を示したものであるため、誰にとっても分かりやすい計画にする必要があります。そのため、計画の内容やデザインなど、全体的に分かりやすい、見やすい計画を目指します。

② 市民意見をより取り入れた計画の策定

住みたい、住んでよかった都市とするためには、行政のみで考えたまちづくりではなく、市民と共に考えたまちづくりが必要となります。そのため、これまで以上に、市民意見を取り入れた計画策定を行います。

③ 職員の積極的な参画による計画策定

総合計画は、職員が業務を遂行する上で目標となるものです。そのため、計画策定の段階から職員が積極的に参画し、職員にとってもより共有しやすい計画となるよう策定を行います。

④ 効果検証しやすい計画の策定

総合計画で示す目標や成果指標については、まちづくりの方向性に向けた進捗状況の確認が必要となります。そのため、取組の進捗状況の確認、検証が可能な指標等を選定し、定期的な進捗確認に努めます。

(2) 総合計画の構成と期間

① 構成

第5次総合計画は、まちづくりの方向性を示す「基本構想」と基本構想の実現を目指すための分野別の施策を定めた「中期計画」で構成しており、次期総合計画についても、第5次総合計画と同じく、「基本構想」と「中期計画」で構成します。

☆基本構想と基本計画（中期計画）の関係

・基本構想

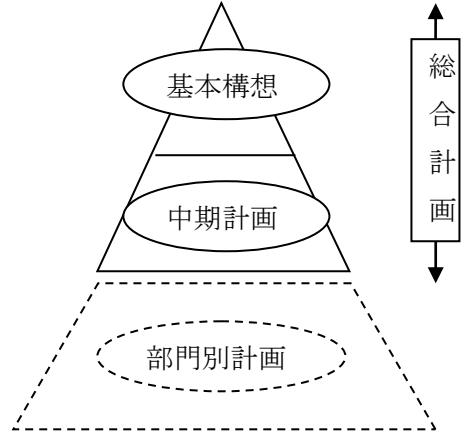
市の将来像と将来像を実現させる方向性を示す
普遍的なもの

・中期計画

基本構想を実現するために行う中短期間の目標や取組

(部門別計画)

中期計画に示した取組や各分野の課題等をより具体的に示す



② 期間

第5次総合計画は、20年～30年後も視野に入れた長期的な展望に立ちつつ、計画期間を、基本構想11年、中期計画4年（社会経済環境の変化への対応や首長の任期を考慮）としています。

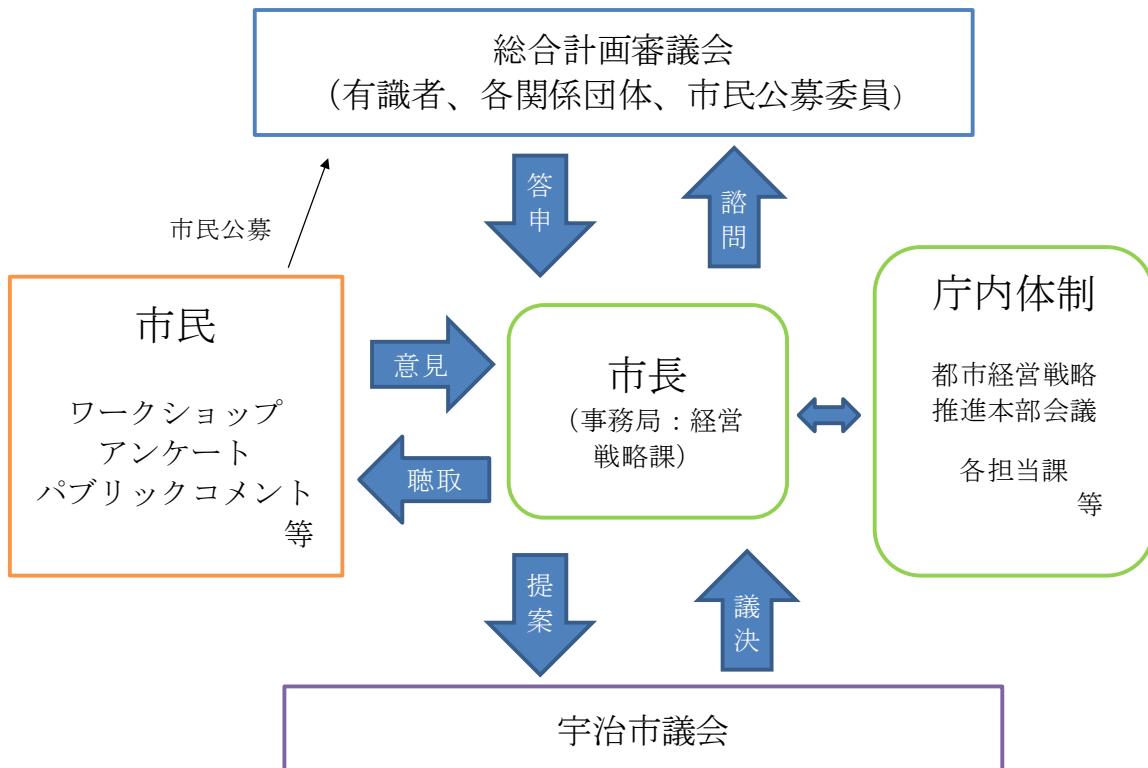
※首長の任期に合わせるため、第1期中期計画のみ3年

次期総合計画においても、第5次総合計画の考え方を踏襲し、長期的な展望を視野に入れながら、基本構想を12年、中期計画を4年とし、計画には目標達成に必要な指標等を掲載することで、計画期間中の達成状況等を確認します。

| | H3.0 (2018) | R1 (2019) | R2 (2020) | R3 (2021) | R4 (2022) | R5 (2023) | R6 (2024) | R7 (2025) | R8 (2026) | R9 (2027) | R10 (2028) | R11 (2029) | R12 (2030) | R13 (2031) | R14 (2032) | R15 (2033) | |
|------|----------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|--|
| 基本構想 | 第5次総合計画（11年） | | | | 次期総合計画（12年） | | | | | | | | | | | | |
| 中期計画 | 第3期中期計画（4年） | | | | 第1期中期計画（4年） | | | | 第2期中期計画（4年） | | | | 第3期中期計画（4年） | | | | |
| 市長選挙 | | | 12月 | | | | 12月 | | | | 12月 | | | 12月 | | | |

(3) 総合計画策定の体制

総合計画の策定にあたっては、市民意見を聞く中で、総合計画審議会の諮問・答申を行い、市議会の議決を経るものとします。



4. 総合計画審議会の今後の予定

| | | |
|---------|----------------------------|------------|
| 令和3年 3月 | 第2回総合計画審議会全体会 | 基本構想 |
| 令和3年 5月 | 第3回総合計画審議会全体会 | |
| 令和3年 8月 | 第4回総合計画審議会全体会 | |
| 令和3年 9月 | 総合計画審議会専門部会 ～ (各部会2回程度) | |
| 令和3年10月 | 基本構想パブリックコメント | 中期計画 |
| 令和3年11月 | 第5回総合計画審議会全体会 | |
| 令和3年12月 | 第6回総合計画審議会全体会 | → 総合計画最終確認 |
| 令和4年 1月 | 答申 | |

※現時点の予定であり、予定変更の際は、隨時ご連絡させていただきます。